

# 若年雇用対策の社会的包摂政策としての 再構成

2009. 8. 3 「若年雇用対策プロジェクトチーム」  
東京外国語大学 北脇保之

# 社会的包摂政策としての雇用政策

---

## 【様々な不平等問題を包括的にとらえる視点】

- ▶ 所得の多寡に基づく「貧困」⇒職業の有無、教育や職業資格の程度、地域コミュニティの状況など多元的なリスクに配慮した「社会的排除」

## 【社会政策の基本方針】

- ▶ 現金やサービス支給に基づいたニーズ保障（＝「給付」）⇒排除されている人々を再び社会に組み入れる社会的包摂（＝「社会参加」）
- ▶ 社会的包摂＝経済・社会・文化・政治的側面を内包する複層的なメカニズム

\* 参考：福原宏幸（2007）

# 若者の自立を阻む状況

---

## 【平等な教育へのアクセスの喪失】

- ▶ 高い高等教育費
- ▶ 不十分な奨学金制度
- ▶ 高校・大学からのドロップ・アウト
- ▶ 大学教育と「就活」の関連の無さ

## 【学校・企業・職業訓練機関における教育訓練の欠如】

- ▶ 企業内訓練の対象外となる非正規雇用者の増大
- ▶ 企業外の職業指導・訓練機会の不足

## 【労働者全体の労働環境・条件の悪化】

- ▶ 正規雇用に比べ処遇格差の大きい非正規雇用の増大
- ▶ 過大なノルマ・長時間労働・給料のあがらない正規社員

# 政策の方向性

---

## ① 適正な労働 (decent work) の確保

- ▶ 正規雇用と非正規雇用の間にある賃金・通勤手当・退職金・昇給・育児休業・種々の社会保険などの格差是正の法制化

## ② 労働力の活性化

- ▶ 雇用を前提とした雇用保険でなく、求職活動や職業訓練プログラムへの参加を可能にする所得保障の仕組み
- ▶ 職業紹介サービスや職業訓練プログラムの提供⇒個別企業を越えて通用する職業能力形成・評価制度の創出

- 
- ▶ アンブレプレナーシップの奨励⇒起業家支援策に若者特別枠の設置

### ③個人の能力開発

- ▶ 高等教育に対する家庭負担の軽減
- ▶ 大学生に対する求人活動を4年生以降に制限⇒大学組織、経営者団体、リクルート関連企業による協定

### ④多元的活動への参加の奨励

- ▶ NPO・ボランティア活動、社会的企業など働き方の多様化の奨励⇒情報提供、NPO等への税制支援

- 
- ▶ 無業状態から労働市場に参加するまでをつなぐ場の創出⇒地域自治体、NPO等による就労支援プログラム、コミュニティ・カレッジ

\* 社会的包摂政策としての若年雇用政策は、外国人労働者雇用政策とほとんどの部分が共通するものである。